

平成22年第7回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成22年12月13日（月曜日）

○議事日程

平成22年12月13日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	原 田 洋 介 君	6 番	中 林 堅 造 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	斉 藤 旭 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	青 木 明 夫 君	12 番	藤 本 和 久 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	木 村 一 彦 君
15 番	横 田 和 雄 君	16 番	安 藤 二 郎 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	弘 中 正 俊 君	20 番	大 田 雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	田 中 健 次 君
23 番	久 保 玄 爾 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	伊 藤 央 君	26 番	田 中 敏 靖 君
27 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	監査委員事務局長	小野寺光雄君

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部につきましては、高橋選挙管理委員会事務局長が、所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、三原議員、14番、木村議員、御兩名をお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、10日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは早速これより質問に入ります。最初は、6番、中林議員。

〔6番 中林 堅造君 登壇〕

○6番（中林 堅造君） おはようございます。私は、平成会所属の中林堅造でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

6カ月前、市長は、市長職をかけた議員定数の半減を公約に掲げて当選なさいました。

市民の審判をいただいで4期目のスタートを切られたわけでございます。私も議会の末席に加えていただき、6月議会、9月議会と見てまいりました。より近い時期の選挙のほうが民意を反映をしていると、そして、その重みも違うということを私は言ってまいりました。

選挙においては1票でも多いほうが当選をします。投票に行かなかった有権者は、その結果がどうあれ、投票した有権者に任せた、一任したということになることは、有権者であればだれもが認識していることでございます。賛成あるいは反対の意思があれば投票に行っているはずで、審判が下される、審判をいただくというようなことは、選ばれたほうもそういうことだと思いますし、そして選んだ側も、だれしもそういうふうに普通は思うわけでございます。

しかしながら、6月議会で上程され、そして継続審査となっていた議員定数を半減する条例改正案は、9月16日の本会議で否決されました。今回、議会が出したこの結果について、良識ある市民は、公約を了とした判断を下したのに、一体どういうことなんだ。議会の判断は民意を踏みにじているのではないか。そして市民が下したこの結果がどうして民意でないのか。そういった思いを込めて、議員定数の半減の実現を求める市民の会を立ち上げられたと私は思っております。

民意を貫く、この思いで10月16日、署名活動に入られました。その活動は11月15日をもって終了いたしました。そして11月19日、3万9,363名の署名をいただいたとの報告がなされました。

私も受任者の一人として署名活動に回りました。選挙には余り関心のなさそうな若い方や、老夫婦二人で一生懸命に暮らしていらっしゃる方々など、多くの方から署名をいただきました。お一人お一人が署名なさってくださる姿を目の当たりにいたしまして、これはとても無駄にしてはならない。まさに市民の強い意思を感じました。今回の署名は、住所、氏名、それに加えて生年月日、印鑑の押印までお願いするという、選挙のように無記名ではありません。ですから、その意味でも3万9,363人の方々の意思、すなわち議員定数の半減の実現を求めることに対して、我々議員もこのままでいいのか、議員はそれぞれの支持者に問いかけ、判断を仰ぎ、そしてみずからにも問いかけ、それから、みずから答えを出すことを改めて突きつけてこられたと認識すべきだと思います。

1カ月の署名活動期間、市長は全くかやの外だったわけですが、有権者の40.8%との報告がありました3万9,363という数字、まさに重い数字だと私は思っておりますが、市長におかれましては、今、どのように感じていらっしゃいますでしょうか。お聞かせください。

さて、次に住宅行政についての質問に入りたいと思います。

防府市の市営住宅は、1970年から2000年までに建て替えられたものと、それ以前に建設されたものと大きく分けられると思います。

少し数字が多くなってわかりづらかもしれませんが、御容赦願います。防府市の公営住宅のストックは現在、市営住宅2,121戸、県営住宅は816戸、防府市住宅協会の96戸で、合わせて3,033戸でございます。

また、防府市が新たに入居の募集をかけていない団地、これは5つございます。すなわち、大平山、石ヶ口、三田尻本町、八王子、勝坂です。防府市住宅協会の八王子第1も同じく入居の募集をかけておられません。これらの団地の戸数の合計は232戸でございます。ですから、差し引きいたしますと2,801戸が防府の現在の公営住宅のストックだと思っております。

平成22年の世帯数は5万3,220世帯、直近の国勢調査の世帯割の数値は私は持っておりませんが、ここ何年か持ち家の傾向が続いておりますので、防府市の公営住宅のストックの不足はないものと考えていいのだろうかと思えます。

あらかじめいただいていた市営住宅申込倍率表から申し上げますが、入居の申し込みの平均倍率は平成20年度が10.3倍、平成21年度が9.7倍、平成22年度10月までが9.6倍となっております、意外と高いわけなんです、平成21年度、亀塚団地の例を見ますと、これが7.2倍、平成22年度、勝間団地、これはそれよりもはるかに多い12.3倍と、こういった数値が倍率を上げているのだろうと思えます。差し引いて平均すれば大体6から7倍といったところでしょうか。この亀塚、勝間両団地は防府駅からおよそ1,200メートル以内にある団地でございます。駅周辺の市営住宅の入居を希望している、あるいは空きを待っている市民は大変多いのだと思われ、駅周辺こそ市民が待ち望んでいる市営住宅ではなかろうかと思われ。

そこで、一つ目の質問に入りますが、第四次防府市総合計画防府まちづくりプラン2020に示されている目標指標において、市営住宅の建て替えは平成27年度までにはわずか1棟、平成32年度までにこれも同じく1棟ということになっております。新たに入居の募集をかけていない団地の中から選ばれて、建て替えをするということなのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

その建てかえにおいて、防府市公営住宅ストック総合活用計画にある基本的な方向性はどう考えていらっしゃるのでしょうか、あわせてお聞きしたいと思います。10年間でわずか2棟と記してありますので、駅周辺地域に市営住宅をと待ち望む市民にこたえることのできるものと考えていただきたいものです。

次に、良質な住宅についてであります。多様化した家族形態の対応という面から考えてみますと、質の高い木造平屋のいわゆるこじんまりとした一戸建ての市営住宅というのは考えられないものでしょうか。高齢者あるいは子育て真っただ中の若い夫婦などには魅力あるものではないかと思えます。富海地域のように市営住宅の戸数が10戸と少なく、また学校も小学校、中学校が隣り合わせで、子育て、教育などに関心もあり、また悩みも抱えることもある若い世代のこれからの夫婦にとって、魅力ある市営住宅の選択の一つになり得るのではないのでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

さて、防府まちづくりプラン2020には、都市的土地利用ということが記してございます。商業・業務地の中に高齢者の増加などを背景に、まちなか居住の促進に努めますと記してあります。高齢者の方々は文化的能力の大変高い市民として、防府市を引っ張っていただかなければなりません。まちなか居住の促進が新しい創造を生み、人が集まるヒントも生まれるのではないのでしょうか。何かしらの新しい取り組みがあるのならお伺いしたいと思えます。

以上で私の壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 6番、中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、「議員定数半減の実現を求める市民の会」署名活動の結果についての御質問でございましたが、署名活動によって集められた3万9,363人の市民の意思、その重みについてのお尋ねでございましたが、条例改正の直接請求は地方自治法の第74条にございますように、本市の議員、市長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し条例の改廃の請求をすることができるとなっております。

このことからいたしますと、本市の場合は、9月2日の時点での有権者数の50分の1以上ということになりますと、1,931人以上の署名数で条例改正の請求が可能となるわけでございます。

今回、条例改正を直接請求される「議員定数半減の実現を求める市民の会」は、請求に必要な署名活動を行われたわけでございますが、このわずか1カ月間の署名活動に3万9,363人もの署名が寄せられたことにつきましては、非常に驚いているところでございます。

法に基づいて、受任者1,000余名の方が署名集めに奔走され、それも自書で、生年月日まで書いての連署に加え、押印までをお願いされたわけございまして、これは単に

有権者の方々が投票所に行かれ投票するのとは違いまして、市民の皆様には随分面倒なことであると推測しておりまして、結果として出たこの数字は大変な数字であり、市民の皆様が示された意思は大変重いものであると考えております。

私は先般の市長選挙で、3万1,471票を有権者の皆様からいただき、4期目の御負託を受けたわけでございます。私の選挙の結果、あれは民意ではないかのような意見が随分ございましたが、常識的に考えて、選挙結果は民意であると思っておりますので、私は示された民意により、議員定数を13人とする条例改正案を6月議会に提案いたしましたところでございます。

結果といたしましては、9月議会で否決ということになりましたので、私と議会との関係につきましては、一定の結論が出されたところでございます。

この議会において示された結果に納得がいかない、それなら民意を示しましょうと、市民の皆様が動かれ、苦勞して集められた3万9,363人の署名でございます。

既に御承知のこととは思いますが、12月9日、防府市選挙管理委員会が審査後の有効署名数は3万5,577人と公示し、現在、縦覧に入っているところでございます。この縦覧にまで耐えて署名をなされたということは、私は極めて大きな民意であると、このように考えております。

したがいまして、この半年の間に大きな民意が二つ示されたわけでございますので、議会の皆様にはこの現実を十分御理解いただき、真摯な、スピーディな対応をしていただくことを望むところでございます。

次に、住宅行政についての御質問にお答えいたします。

防府市の公営住宅の供給戸数は、現在、県営住宅及び住宅協会のアパートを含めまして3,033戸になっております。このうち市営住宅は31団地2,121戸を管理いたしております。

1点目の市営住宅の建替計画についてのお尋ねでございますが、建て替えに際しましては、公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、原則的に耐用年数の達した団地から進めております。

その際、2団地を1団地に統合もしくは他の利便性の高い場所に建設するなどいたしまして、直近では、平成20年度に本町団地と桑山団地の一部の建て替えをいたしまして、西田中団地に25戸を建設しております。

今後の計画といたしましては、平成27年度までの1棟は本町団地へ、平成32年度までの1棟は石ヶ口団地もしくは小徳田団地を計画いたしております。

なお、公営住宅ストック総合活用計画は長期的な視点から、向こう10年間の具体的な

活用計画を定め、5年ごとに計画内容を定期見直しすることといたしております。平成23年度がその見直しの年となりますことから、10年先の人口、世帯数を次期総合計画の基本構想で想定されている数値をもとに、県営住宅や住宅協会のアパートを含めた公営住宅の供給目標戸数を設定しまして、今後の市営住宅の活用計画を策定いたしたいと考えております。

次に、2点目の良質な住宅についてのお尋ねでございますが、公営住宅を建設する場合、国の示している標準建設費をもとに設計することとなります。それによりますと、木造住宅でも鉄筋コンクリート造でも、1戸当たりの建設費はさほど差異はございませんが、土地の有効利用などからいたしますと、集合住宅のほうが費用対効果は高いと考えております。

しかしながら、一戸建て住宅は若年層の定住促進を図るには有効と存じますので、平成30年度に耐用年数に達する富海住宅の計画の際に、その方法も含めて検討をいたしたいと存じます。

3点目のまちなか居住の促進についてのお尋ねでしたが、駅周辺に立地する市営住宅は八王子団地、亀塚団地、勝間団地、緑町団地、桑山団地がございます。その中で八王子団地は昭和26年に建設されまして、老朽化が著しく、また、土地は住宅協会の所有地でありますことなど、現ストック計画では廃止を行う計画といたしております。跡地利用につきましては、まちなか居住の促進を図ることを視野に入れ、今後、関係部署と協議してまいります。

いずれにいたしましても、公営住宅の整備はまちづくりと連動した効果的な整備が必要でございますので、次期ストック総合活用計画の見直しに当たりましては、高齢者対応、定住促進の施策もあわせて整備計画を検討いたしたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 6番、中林議員。

○6番（中林 堅造君） 壇上で少し言い足りないこともありますので、質問を改めてさせていただきます。

市長の言葉の中に2つ目の民意というものがございました。2つ目ということですから、この選挙投票と今回の署名、全く違うものではありませんが、民意から言えば同じことであると。3万5,577人という最終の数字が出ておりました。市長選挙の数よりもこちらの署名のほうが多かったと。しかも、これは5カ月半後の数字でございます。このことは、防府市民はこのことを忘れてはならない、忘れてはいないということのあらわれだと思っております。まさに防府市民の意思ということであつたろうと思っております。

この数字につきましては、もう一つ、次のようなことが言えるんですが、今、先ほど答弁の中にありました縦覧、これが12月16日までできるんですが、この署名簿、地域の方が見れば、ああ、この人署名したんだということがすぐわかるわけです。

こういう心の負担もはねのけた結果なんですけど、私も先ほど壇上で、受任者になったということで、私は619番目だったと思うわけですが、1,000人以上の方がこの受任者になられたということ、議員の皆様方はこのことを御存じでありませうか。地域によっては圧力がかかって、受任者をやめざるを得なくなった。本人も署名できないということも耳に入っております。縦覧という、大変心の負担になることを乗り越えた数字だったということですが、このことは市長の耳にも入っておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 直接そういう方からのお話を私はお聞きしたわけではございませんが、ある地区においてはそのような働きかけが有力者から行われて、署名の受任者はおろか、署名することさえも断念をしたという方がおられるということをお聞きいたしました。

○議長（行重 延昭君） 6番、中林議員。

○6番（中林 堅造君） 大変、このことについては、きょうは高橋さんがいらっしゃらないのでお聞きすることが難しいんですが、そのことにつきましてお答えしていただける……、総務部長。（「質問内容を」と呼ぶ者あり）受任者が、いろんな地域でもって圧力がかかってきたということで、受任者をやめなければならないとか、あるいは自分自身が署名ができないと、そういうようなことも含めたことが、これはどういうことなのかということで、何が御意見があればということですが。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 御意見ということで聞かれましたら、そういったことはあってはならないことだとは思いますが。それと、今、選管の局長は、実は16日までが縦覧期間中でございまして、そちらのほうの対応をしております、今回、欠席しておりますことをおわび申し上げます。

それと、私のほうで、手続につきましては実は総務課のほうで請求を受け付けたということもございまして、答弁させていただきますれば、今、議員がおっしゃいましたような、受任者に対する圧力等々があったとか、署名ができなかったとかいったお話については私はお聞きしておりませんので、申しわけございませんけども、ここで御報告させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 6番、中林議員。

○6番（中林 堅造君） 大変お答えにくいことを聞きまして本当に申しわけありません。

最後に、同じ時期に「防府をよくする会」なる市民運動の会が立ち上げられたと思っております。このことは、今やっぺらっしやるんだらうと思うんですが、しり切れトンボにならないように、署名人数、これをぜひとも提出していただきたいと思ひます。

今回の「議員定数の半減を実現する会」のこの数がまさに驚異的な、驚きの数字であったわけですが、この「防府をよくする会」なる市民運動の会の署名については、中学生も含めたという形でもっての署名人数でございます。このこともあわせて、そういった数がしっかり出せて、我々市民のほうにもその数を忘れず伝えてほしいということをお願いしまして、この項は終わりたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 次は住宅行政について、再質問、どうぞ。

○6番（中林 堅造君） 再質問いたします。丁寧にお答えいただいております、1番目の項につきまして、平成27年あるいは32年までということでお示しをいただきまして、ありがとうございました。

まちなかの市営住宅のことですが、基本的な方向性として、地域のまちづくりへの貢献、多様な家族形態への対応、良好なコミュニティ形成の促進など、建て替えには大事な役割があると思ひますが、その建て替えが今言われたことになりますと、それ以上のことはなかなか建て替えということで見直しは難しいかと思ひますが、5年ごとに見直しということもございまして、建て替えとは別に、既存の市営住宅において、戸別改善で質の向上を図ることが考えられるのではないのでしょうか。

公営住宅ストック総合活用計画には、戸別改善の中に居住性向上、高齢者対応として住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善など、事細かに細部にわたって示してありますが、2000年以降のうちに、建て替えは、先ほど申された西田中の団地のようございまして、いただいている資料からは、市内にやはり先ほど答弁の中にありました31の団地がございまして。

それ以外に簡易2階、あるいは高層住宅の亀塚団地があるわけですが、そのこと以外に中層耐火の団地というものがございまして。その中は4階、5階ということで、今、高齢者の方々が住んでいらっしやる中においては、4階、5階に上がるということは大変厳しいものがございまして。そういった意味でもって、例えば、それぞれの団地にエレベーターを設置していくというような考えはおありでしょうか。お聞きしたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それではお答えいたします。

現在、ストック活用計画の中で改善事業につきましては、外壁改修、屋上の防水工事等の全面的な改修や、また部屋ごとの戸別改修といえますか、電気容量のアップ等を実施しております。また、階段につきましても、手すりの設置を実施してまいりまして、これはすべての市営住宅の中で完了しております。

今おっしゃいましたエレベーター等の設置につきまして、今後、市営住宅のバリアフリーの考え方に沿って、また検討していかなければならない案件だとは思っております。しかしながら、老朽化しつつある市営住宅にエレベーターを設置するということになりますと、非常に経済性からして難しい案件だというふうには理解しておりますが、市長が答弁で申しあげましたように、23年度は後期計画、24年からの後期計画に向かって見直しの時期になっておりまして、その中で検討はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（行重 延昭君） 6番、中林議員。

○6番（中林 堅造君） 建て替えは大体管理期間が35年から70年というふうになっておりまして、戸別改善の管理は先ほど答弁の中にありました、おおむね10年以上というふうになっておるわけでございます。大体2000年までに建て替えを済ませていらっしゃるの、今の財政の面から考えれば、いい時期に建て替えを済ませておられたなというふうに思います。

この防府まちづくりプラン2020を防府の将来像として、自信を持って実行していただきたいと思っておりますが、ただ20年先、これ、2030年ごろになると思いますが、そのころには、民間も含めて多くの建て替えが始まりそうございまして、その解体処理の心配を同時に考えなければならないと思いますが、今、処理場につきましては、大体どのあたり、年数で言えばどのあたりまでが限界の形になっておりますでしょうか。解体処理をしてそれを持ち込むという、余裕ですね、余裕の年数です。

○議長（行重 延昭君） 質問者、質問の内容をもうちょっとはつきり、端的に。

○6番（中林 堅造君） 最終処分場のことです。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 大久保の処分場につきましては、基本的には一般廃棄物ということで、解体になりますと産廃になりますから、その辺のところ、ゆとりがある範囲で受け入れることはできましようが、今の第1工区につきましては、あと10年ぐらいつ、これは一般廃棄物を想定はしております。それで足りない場合は2工区、3工区というふうに増設していくようになるわけでございますが、今のところ、産廃云々の話になりますとちょっとよくわからないのが現状です。

○議長（行重 延昭君） 6番、中林議員。

○6番（中林 堅造君） すみません。質問の仕方が悪うございました。そうしますと、その解体処理の心配を私どもで一緒になってやはり考えていかなきゃいけないということにはなろうかと思えます。私の知識のなさで、そういうことで申しわけありませんでしたが、私のことも含めて、一緒に知恵を出していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で6番、中林議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 明政会の土井章です。質問通告に従いまして、防府の将来にとって大切な、そして建設的な質問をいたします。

まず最初は、市の顔とも言える市中心部ににぎわいを取り戻すために、今、何をなすべきかという点でございます。

御案内のとおり、防府市は古くは周防の国府が置かれ、また萩往還や三田尻港と陸・海の交通の要衝でもあったことから、商業についても近郊の町や村の中心をなしてきました。なかんずく、宮市地区は天神様の門前町としてにぎわったものでございます。しかし、車社会の到来や大規模小売店舗の進出等による商店街の衰退ぶりは甚だしく、今や昔日の姿は見ると影もないと言わざるを得ません。

商業統計によりますと、卸及び小売業の事業所数は、平成11年に若干の増加が見られましたが、その後は減少の一途をたどっております。また、商業従事者数も平成11年をピークに減少を続けております。ちなみに、平成11年はニチイが防府サティに衣がえオープンした年でございます。年間商品販売額は、平成3年から減少を続けていたところ、平成19年に若干持ち直したようですが、小売業の減少傾向に歯どめがかかったわけではございません。

一方、総務省統計局の「統計でみる市区町村のすがた2009」による商業年間商品販売額を近隣都市と比較してみますと、防府市が2,244億7,300万円であるのに対して、山口市7,713億3,000万円、周南市3,984億1,000万円、宇部市4,738億900万円となっております。人口1,000人当たりの販売額も、防府市が19億2,100万円であるのに対し、山口市40億2,400万円、周南市26億1,400万円、宇部市26億4,700万円となっているようでございまして、防府市

民が他市に買い物に行っている、あるいは市内の事業所、商店の販売力が弱いということが推測されるのでございます。

市は、平成11年度に、中心市街地における市街地の整備及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、いわゆる旧中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画を策定したり、商業、公共公益、住宅施設からなる再開発事業への参加及び補助を行うなどの手当てはしてきましたが、平成18年7月のルルサスオープンに合わせたかのように、カネボウ跡地に西日本最大級のショッピングセンターの進出が決まり、平成20年3月に敷地面積約8万9,000平方メートル、建築面積約3万4,000平方メートルの大規模複合集客施設がオープンいたしました。そして、その後、それに呼応するかのよう複数的大型店が進出してきております。

当時、松浦市長は、防府が動き出した。JR防府駅前にホテル、カネボウ跡地に西日本最大のショッピングセンターがオープンしたと、至るところで誇らしげに話しておられたのを思い出しますが、確かに動き出しました。カリヨン通りの中核をなす店舗が動き、ルルサスへ出店を予定していた業者が心変わりをし、また、既に入っていた業者がまた動き出したりしたわけでございます。おかげさまかどうか知りませんが、ルルサスは営業開始以来、一度も満床になったことはないのが現状であります。中心市街地の空洞化は一段と進んだように感じております。そして、銀座や天神町商店街も閉店が続き、今やシャッター通りと言われてもいたし方ない状態でございます。

一方、県内の公示地価を見てみますと、防府市は平成20年度は下落率ワーストテンに商業地が1地点入っているのみでありましたが、平成21年は住宅地が7地点、商業地が3地点、平成22年は住宅地9地点、商業地5地点を占めてしまいました。ことし1月1日現在の防府市の公示地価の下落率は住宅地8.6%、商業地8.8%と、県内最悪となっているのは御案内のとおりでございます。

さらに、官公庁や民間事業者などの撤退も後を絶たない状況でございます。思い出すだけでも国の機関で労働基準監督署、法務局支局、県の機関で林業事務所、農業改良普及所、県税事務所、健康福祉センター、教育事務所、民間事業所でもNTT、中国電力あるいは西日本銀行等の有力企業は撤退をいたしております。また、県立衛生看護学院やJT防府工場の撤退も既に決定をいたしております。県土木建築事務所もいつかは撤退するのではないかと、びくびくする次第でございます。

ことし4月には、観光交流回遊拠点施設と位置づけられた、まちの駅「うめてらす」がオープンいたしました。うめてらすを中心市街地の北の拠点、ルルサス防府を南の拠点として、まちの再生のきっかけにすると、そのシャワー効果に大きな期待が寄せられており

ましたが、ほとんどその効果が見られないのが実情でございます。

このまま何の手だてもしないですと、中心市街地は、「昔このあたりは繁華街であった」と語りぐさ的に話題に上がることになり、周南、山口、宇部市に囲まれて、防府市は埋没してしまうのではないかと危惧されるところでございます。

現在でも周辺市に比べ、福祉や医療面でおくれをとっている上、さらに市の中心部がひなびてしまいますと、市長の言われる「誇り高き単独市政」ではなく「ほこり多き単独市政」になってしまう懸念があります。

ちょうど今年度で第三次防府市総合計画が終了いたし、来年度から第四次総合計画に基づく事業が実施されることとなります。第三次総合計画の総括では、各種イベントへの補助、天神ピアの運営、愛情フリーマーケットやチャレンジショップへの支援等を行ったとされていますが、いずれも、ちまちましたもの、あるいは一過性のもので、にぎわいを取り戻す起爆剤とはなり得ておりません。

来年度から第四次総合計画がスタートするのを絶好の機会ととらえ、防府市の未来のために、今、市中心部の再活性化に根性を入れて取り組めば、何とか間に合うという思いから、幾らか質問をいたします。

まず、行政経費の効率化の観点からもコンパクトシティ構想、これは都市機能を中心部に集約することにより、都市の規模を小さくし、地域社会の再生や住みやすいまちづくりを目指す考え方でございますが、市長も時折、この用語を使用しておられるので、多分、十分御承知のことと思いますが、行政経費の効率化、都市部と自然豊かな周辺部との調和、そして環境の面からも、コンパクトシティ構想を前面に打ち出し、都市行政を行うべきであると考えます。

そのためにはまず、市街化調整区域の開発、住宅建築の制限をすることです。平成12年の法改正にあわせ、防府市は市街化調整区域のうち、市街化区域から2キロメートル以内の隣接近接地域で、100メートル以内の敷地間隔に建築物が連たんしておれば、農林水産業の後継者等の要件がなくても家が建築できる制度を選択しました。私もその当時、同意した一人ではありますが、想像以上のスピードで開発が進み、その結果、道路は昔のままで狭隘なので危険、公共下水道はないので生活雑排水による水質悪化が進み、農業に適さなくなり、農家は農地を手放すという悪循環が生じてきており、今は後悔をいたしております。

ごく最近では、市街化区域の土地価格が下がったので解消されてはいますが、少し前までは市街化区域より調整区域等の農地転用面積のほうが多いという、本来あってはいけない逆転現象が続いておりました。市街化区域に比べ、土地は安い上に都市計画税はかからな

い、郊外型大型ショッピングセンターがあつて買い物にも不自由しないとなると、調整区域に土地を求められるのは理解できますが、線引きを行っている都市行政の観点からは、あつてはならない状況でございます。これが防府市全体の地価下落の一因になっているのではないかと考えるのでございます。

来年度から、県からの権限移譲により、開発行為等に関する事務が市の事務となることから、今議会に関係条例の制定が提案されており、調整区域での開発や住宅建築についても県条例と同じ条件下での許可が規定されておりますが、今すぐの方針変更は難しいでありましょうが、将来の健全な都市行政のため、見直しを進めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、建築基準法第49条第1項、これは特別用途地区という部門でございますが、それによります大規模集客施設制限地区の指定と新法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定についてお尋ねします。

平成10年に制定された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が、平成18年に改正され「中心市街地の活性化に関する法律」と一新されました。これにより、市が平成11年度に策定した旧法に基づく中心市街地活性化基本計画は価値を持たなくなりました。

この新法は、少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とし、旧法に比べ都市機能の集積促進対策として、暮らし・にぎわい再生事業の創設、まちづくり交付金の拡充、中心市街地への事業用資産の買換特例の創設——これは所得税あるいは法人税等の優遇措置でございますが、そして中心市街地整備促進機構の拡充、まちなか居住の推進として、中心市街地共同住宅事業の創設、商業等の活性化対策として、中心市街地における空き店舗への大型小売店舗出店時の規制緩和、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業の拡充、商業活性化、空き店舗活用事業に対する税制等の拡充など、非常に充実したものとなっており、いわゆるコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するための制度であると言っても過言ではないというふうに思っております。

県内を見ても、山口市が平成19年5月、下関市が平成21年12月にこの新法に基づく基本計画の総理大臣認定を受けております。また、岩国市が計画策定に向けて現在作業中、周南市が策定を目指して先日、組織を立ち上げたということが報道でありました。

先日、議会の地域活性化調査特別委員会で、銀座商店街とルルサスの商業部門を担う周防夢座の代表者と意見交換を行いました。お二方とも、まちの再活性化、防府の再生に

献身的な御努力をされており、頭の下がる思いをいたしました。行政としても、もっと前が出るべきであると痛感いたしました次第でございます。

そこで、山口市や周南市にはおくれをとってしまいましたが、防府市もぜひこの制度に乗れるよう行動を起こすべきであると考えております。

また、この制度に乗るためには前もってしなければならないことがあります。平成19年11月に都市計画法等が改正され、第2種住居地域、準住居地域及び工業地域の3用途地域で、建築物の延べ面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地が制限されました。

と同時に、地方都市の準工業地域においては、特別用途地区の活用により大規模集客施設の立地を抑制することが、新法に基づく基本計画の国による認定の条件となりました。言い換えれば、国の認定が欲しければ、市の、まちの再生にかける覚悟のほどを態度で示せということだと思っております。

そこで、防府市も直ちに準工業地域における大規模集客施設制限地区の指定をし、新法に基づく活性化基本計画を策定する考えはないか、見解を伺います。

3点目は、ルルサスの活性化対策についてでございます。

さきに述べましたように、ルルサスは開業以来、満床になったことはありません。むしろ開業時より店舗数が減少しており、現在9区画、約500坪があいていると伺っており、大変苦勞されております。周防夢座の債務保証を社長が個人的に行うなど、必至で頑張っておられますが、限界も近いのではないかと危惧するところでございます。

原因の一つに、複合施設で施設規模が大変大きいため共益費が割高になっているということも一因のようでございます。空き室に市の施設の導入はできないかと考えてもみましたが、どうも国庫補助金をもらった施設は弾力性がないらしく、開業後最低5年間は商業施設しか入居させることができないようでございます。

そこで、周防夢座は保守管理経費が削減できないか、幾度となく受託会社と協議を重ねた結果、受託会社の協力もいただき、管理経費の削減ができたようではありますが、公共公益施設も平等にその削減の恩恵を受けるため、予定していたほどの削減効果が出ていないようでございます。

そこで、周防夢座と保守管理の受託会社との交渉の成果は、周防夢座が受けるように配慮することはできないか、執行部の英断を期待いたします。

大きな項目の2番目は行政委員の報酬についてでございます。

このことについては、大津地方裁判所が選挙管理、労働、収用各委員の月額報酬は勤務実態に即していないとして、滋賀県に対して報酬の支出差し止めを命じたことから、本市

においても教育、監査、選挙、公平、農業の各委員報酬が月額で定められているが、勤務実態に照らし適切か、見直す必要はないかと昨年12月議会で質問いたしました。

執行部の答弁は、まず、平成19年4月から21年11月までの間の会議等への1カ月当たりの平均出席日数は教育委員さんが1.4日、監査委員さんが3.1日、選挙管理委員さんが1.9日、公平委員さんは0.9日、農業委員さんは1.4日となっている。そして、月額報酬のあり方については、全国的にも見直しの傾向にあるので、特別職報酬等審議会の意見も聞き検討したいということでございました。

そこで、その後の動きとして、滋賀県は控訴いたしましたが、ことし4月27日に大阪高等裁判所は選挙管理委員会委員を除き一審判決を指示しており、滋賀県は5月11日に上告し、現在、最高裁判所で争われております。

一方、山口県は月額報酬が支払われている非常勤の10委員会、80人につきまして、来年4月から日額報酬に改正することを9月定例県議会で表明し、現在改定作業を行っていると同っております。

そこで質問いたしますが、昨年12月の質問以後開催された特別職報酬等審議会、本来ならこれは非常勤の委員さんの報酬を審議する場ではございませんが、そこで一応話を聞いてみるということでございましたが、その委員さんの意見はどのようなものであったのか。また他の自治体の動きを参考に執行部はどのような検討をし、今現在、どのような検討を出しておられるのかお伺いします。

以上、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、市中心部の再活性化のために、今、なすべきことについてのお尋ねのうち、通告の順序に従ってお答えをさせていただきます。

まず、建築基準法第49条第1項（特別用途地区）による大規模集客施設制限地区の指定と、法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定についてのお尋ねでございましたが、平成18年5月に、いわゆる「まちづくり三法」の一つでございます都市計画法が一部改正され、平成19年11月以降、第2種住居地域、準住居地域及び工業地域の3用途地域におきまして、建築物の延べ面積が1万平米を超える大規模集客施設の立地が規制されております。

一方、平成18年6月には「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が「中心市街地の活性化に関する法律」へと改正されまして、その中で、地方都市が基本計画の国認定を受けるに当たっては、準工業地域に特別用途地

区を活用して、大規模集客施設の立地を制限するようにとの基本方針が明記されているところでございます。

新法への改正に伴い、準工業地域に特別用途地区の規制をかけることについて、平成18年6月に協議を行った結果、今後の対応といたしまして、まず、本市は区域区分（線引き）によるまちづくりを基本理念として、非線引き市と比較して数段進んだ秩序ある計画的なまちづくりを推進している中で、地権者の合意も困難な、私的財産権を侵すような規制については、しばらく様子を見るべきであること。また、中心市街地については、国の支援を必要とする緊急性の高い事業は当面考えられないため、基本計画については新法に基づくものではなく、防府市独自の見直しを行い、中心市街地の活性化を推進することといたしております。

平成18年7月の議会答弁でも申し上げているところでございますが、その当時の判断といたしまして、いわゆる新法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定については、これを受けるためには、市内にありますすべての準工業地域を特別用途地区という規制をかけることが絶対条件になっておりまして、この規制をかけることは地価に影響を与え、私的財産権に影響を及ぼし、地権者や地域住民の意見集約や了解を得ることが絶対に必要なこととなりますので、防府市としては慎重な対応をするべきではないか。

また、この特別用途地域の指定を準工業地帯に、防府市が他市に先駆けて規制をかけるという行為を行った場合、大規模集客施設が防府市を避けて、他市に建設されるおそれが生じ、その場合、防府市の消費がさらに他市の大規模集客施設に流出することが予想され、慎重な対応をするべきである。

平成12年3月に中心市街地活性化基本計画を策定し、10年間の事業計画を立てて、中心市街地の活性化に向けて、これまでさまざまな事業に取り組んでまいりましたが、9月ごろに閣議決定される予定の「中心市街地の活性化に関する法律」の基本方針を見きわめた上で対応していかななくてはならないと答弁いたしております。

現在、新法が施行されて4年が経過しておりまして、中心市街地を取り巻く状況も変化してきていること。また、既に準工業地域について、特別用途地区を活用した大規模集客施設の立地制限を行っている自治体もございますことから、近郊都市の動きも見つめながら、本市としての新たな基本計画を策定することにつきましては、今後、研究してまいりたいと考えております。

次に、市街化調整区域内の開発、住宅建築の制限についてのお尋ねでございましたが、市街化区域に隣接する市街化調整区域での宅地化に関する開発行為等につきましては、平成12年の都市計画法改正の際、全国一律の許可基準が改められ、地域の実情に合った市

街化調整区域内における開発行為等に関する立地基準が、山口県条例として制定されたことによるものでございます。

この立地基準につきましては、当該市町村長からの申し出に基づき、山口県開発審査会の同意を得て、県の当該条例施行規則に定められたものでございます。

なお、当時の当該条例の規定を定める際の申し出につきましては、本市の状況を勘案し、規制の見直しを検討したものでございまして、施行から8年目を迎える現在においては、市民の間にもこの開発許可制度の運用は広く定着しております。

また、この市街化調整区域における開発行為等の基準に係る規制の見直しと、市中心部の空洞化や土地価格の下落との因果関係につきましては、あらゆる視点からその関係性を推しはかることも必要であると考えております。

今議会に上程しております「防府市開発行為等の許可の基準に関する条例制定案」は、山口県からの開発行為の許可等に関する事務の権限移譲に伴い、条例整備をするものでございます。

この条例の制定に当たりましては、現行の県の規定と同様に整備することで、事務の移行による混乱を生じさせないようにすることを基本として考えておりまして、市民サービスの維持、そして権限移譲に伴います業務の円滑な移行を目指す上からも、現行基準の範囲内で、適正な土地利用の促進に努めてまいります。

議員御指摘の市街化調整区域内における開発行為等に関する立地基準の見直しにつきましては、今後の同区域内の宅地開発の動向を見ながら、検討してまいりたいと存じます。

次に、ルルサスの活性化についてのお尋ねでございますが、株式会社周防夢座は、平成16年6月、防府市中心市街地活性化推進実施機関として設立され、事業内容につきましては、当該中心市街地活性化拠点として、防府駅てんじんぐち第一種市街地再開発事業地内に建設される再開発ビル「ルルサス防府」の商業施設保留床を取得し、不動産賃貸事業を展開すること。さらに、当該取得商業施設を起点として、防府市中心市街地活性化推進に資する、地域開発に関する調査・研究の受託並びにコンサルティング、不動産賃貸業、商業施設販促支援事業等を中心とした事業を行うとされております。

周防夢座の第6期、平成21年6月から平成22年5月までの間でございますが、有価証券報告書によりますと、「一部未決定のテナントが増加しつつあるため、入店テナントの募集、決定が対処すべき課題」とされております。

また、事業のリスクについては、「貸しビル業界の特性は、景気や企業収益の動向と密接に関係があると言われており、状況によっては当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります」とされております。

議員御質問の建物管理費用についてでございますが、例えば公益区分所有者及び店舗区分所有者をもって構成されます「ルルサス防府施設一部管理組合」の管理規約において、公益区分所有者及び店舗区分所有者の共用に供される管理費の額については、区分所有者の共用部分の共有持分に応じて算出することとなっております。

そのため、ルルサス防府施設一部管理組合の事務局をされている株式会社周防夢座が、建物管理受託会社と保守管理経費の削減について協議を重ねた結果、受託会社の協力もあって削減できたものでございまして、周防夢座の御努力に感謝いたしておりますが、管理規約に基づきまして、区分所有者すべてがその恩恵を受けるようになったものでございます。

本市は、防府駅周辺の都市基盤整備を最重要課題として取り組んでまいりまして、再開発事業ルルサス防府につきましては、中心市街地活性化の核として期待も大きかったことから、議員御案内のとおり、市立防府図書館の移設や地域協働支援センターの整備、まちなか居住の推進など、市といたしまして可能な限り、にぎわいの創出に最大限の配慮をいたしました。全力で取り組んでいるところでございます。

ルルサスの集客力の向上を図るため実施されているイベントの企画・運営等につきましては、今後も引き続き、防府商工会議所「まちづくり防府」や周防夢座、商店街、関係団体と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては総務部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 再質問どうぞ。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 答弁をいただきましたが、あすの防府は暗いなど、市長さん、住むなら防府とおっしゃいますが、これは住むなら防府にやならんなどという思いがして、大変がっかりいたしました。

まず、準工業地域における大規模集客施設の規制でございますが、もう、全国でも50や60はそういう形をどんどんやっております、県内でも、先ほど言いましたけども、山口市は平成19年、そして下関市も21年、これはそれをやった上で計画まで総理大臣認証をもらってる。そして隣の周南市も今それを立ち上げてると。よその動きを見ながらじゃあ、そのうち倒れてしまうんですよ。まだ元気なうちに——元気じゃないかもしれませんが、まだ何とか取り返しがつくうちにやらなきゃいけないのに、よそはどねえするか、よそはどねえするかというのを見ておって検討を進めたんでは、手おくれになるということを申し上げておかなければなりません。

こういうことについてはもう市長さんの決断力一つですので、再質問して、どうのこうの、どうのこうのいうて部長さんに答えてもらっても、答えが出るもんじゃありませんか

ら、再質問はいたしません、大変残念に思いました。防府市の中心市街地はきょうも、あすも、あさっても、一日一つずつ寂れていくのかなという寂しい思いがいたしております。

次に、調整区域の開発並びに住宅建設ですけれども、これも市長さんの答弁は市民にもう広く定着したというようなことで、現行の基準の範囲内で行っていくということでありました。だとすれば、大道とか右田とかそういう区域を、あるいは西浦のごく一部もそうかもしれませんが、のければ、線引きの都市計画区域の中から2キロメートルでコンパスを引けばほとんどの地域に家が建てられるんですよ。尺取り虫のごとく100メートル、100メートルでいけば、結局は調整区域じゃろうと、農業を離れたいとおっしゃる方には大変ありがたい、1反何ぼで売れるとか、1坪何ぼで売れるかというような計算もあるかもしれませんが、それでは都市計画決定をした意味が全くないんですね。

であるならば、山口市と同じように全区域に都市計画税を取る方が、まだ行財政改革上は得なんです。どんどんどんどん好きなように家はつくらせ、まちの真ん中には休耕地が残り、そしてセイタカアワダチソウが立ち、郊外はどんどん虫食い状態で、道は狭いまままで住宅がどんどん建っていくと。そして水質は荒れると、合併処理浄化槽ですから。そして都市計画税は取れない。防府市の都市行政はそういう形で進んでいくなれば、防府の言葉で言うと、だんだんあじゃなということをおこななければなりません。これについても、もう市長の決断一つですが、そういう答弁でしたので、そのぐらいのことしか思っておられないのかという、非常に残念な思いですが、これで終わります。

それでもう一つは、ルルサスのでこ入れでございますが、規定では、すべての入居者が、権利者が平等に利益を受けると、管理費の削減の。それは当たり前のことなんです。それは規約にも書いてある。そのとおりにやるのであれば、市長さんじゃのうても、私でもできるし、だれでもできるんです。そこを何とかならないかと。座して死を待つよりは、少しのでこ入れをしたほうが再生になるかもしれないと。少しでもテナントを誘致するときに共益費が安いですよと、高くはないですよということをキャッチフレーズに、キャッチフレーズにはならんかもしれません。郊外の大型商業施設よりはまだそれでも共益費は高いかもしれませんが、少なくとも駅の前という地の利があるわけですから、ごく少し高いぐらいなら、僕は入居者はあると思うんです。

非常に、複合施設ですから、例えば電力料金にしても、契約電力料金は一戸建ての家よりは複合施設のほうが消費電力が、基本料金がばっくり上がるんですよ。事ほどさように、非常に割高になってるんです。それを何とかという提言ですが、それはできんと、それはできんと。彼らが何とかするいやと。安うなった分はわしらもうまい飯は食うぜと。

こういうことでは、やはり、僕は将来はないなあというふうに思います。何年か先、あのときあねなことをしちよきゃよかったのおということがないように祈りながら、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、行政委員会委員の月額報酬制度について、総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 行政委員会委員の月額報酬制度についての御質問にお答えいたします。

昨年12月議会の一般質問で、議員から、一部の行政委員の報酬を月額から日額へ見直すべきではないかとの御提案をいただき、その後、本年2月に開催いたしました特別職報酬等審議会において、本審議会の所掌事項ではございませんが、各行政委員の勤務状況及び報酬額についての資料をお見せし、御意見をいただいたところでございます。

委員の皆様からは、一部の行政委員の報酬額が出務日数と比較すると高額ではないかといった御意見や、行政委員の報酬額については、他市との比較も必要であり、慎重に扱うべきではないかなどといった御意見をいただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、行政委員の月額報酬につきましては、全国の自治体におきまして、月額から日額に見直す動きが出ておりまして、県内におきましても、山口県が月額から日額に見直すことを進めていらっしゃる状況でございます。

本市におきましても、県あるいは他市の対応を注視するとともに、各行政委員の出務日以外での仕事などを含めた勤務実態を考慮しつつ、月額から日額に見直す検討を続けてきているところでございます。

現段階といたしましては、公平委員会事務につきまして、山口県市町総合事務組合において実施されております共同事務処理へ移行することも視野に入れて検討しているところでございます。移行につきましては他市との歩調を合わせて加入することにより、経費削減のメリットがございますので、現委員の任期も配慮しつつ、調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、他の行政委員につきましても、日額に見直すことが適正と判断されるものにつきまして、県及び他市の対応を参考にしつつ、今後も引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 先ほどから、他市の、他市の、他市のということがよく出てきますが、都合のいい言葉でありまして、あるときには他市に先駆けて、あるときには他市の動向を見ながらと、大体答弁を見てもみますと、あんまり本気でないのは他市の動きを見

て一番最後に駆つけるよというような感じがいたしております。行政委員の月額報酬につきましても、委員さんから文句が出やせまいかいと。そんならよその市が半分以上いったときにいくかと。こういうふうな考え方がありありと見れるわけですが、なぜ行政改革を他市に先駆けてやっているとしたのであれば、他市に先駆けて、山口県はもう走っているわけですからね、それができないのか、不思議でしょうがないんですが。

そこで、一つだけお伺いしておきますが、現在のそれぞれの行政委員さんの月額報酬は、いつごろから今の額になったのかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 改定の時期でございますけれども、それについてはちょっと今、資料を持ち合わせておりません。ちょっと早急に調べてまいります。額はよろしいんでしょうか。額も言った方がいいんでしょうか。いつ改定があったかということがメインですか。

○議長（行重 延昭君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 前回、いつ改正されて、それが上がったか、下がったかだけをお尋ねすればいいんです。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 大変申しわけございませんでした。報酬等審議会の答申をいただきまして、平成17年4月1日に市長以下特別職の報酬等、あるいは行政委員会の委員の報酬等すべてを見直しております。下げております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 下げたにしても、先ほどの一月に約1日ぐらいしか、監査委員さんが一番よく出てるわけですが、ほかの人は1.何日というような状態ですが、一方報酬は高いのは六、七万あるいは8万というのもあって、日当に直せば相当な額になるわけですね。

そこで、提案ですが、山口県はこの行政委員の月額、非常勤の行政委員の月額報酬ですが、平成21年8月から平成22年3月まではこれを9%カット、そして22年4月から

24年3月までは6%カットをしております。これはもう御存じかもしれませんが。

そこで、市としてなかなかすぐ、1年たってもまだ結論が出てないわけですから、よその動向というて、よそより後で行くぞということであれば、相当かかるんじゃないかと思いますが、その結論を出す間、県と同様に月額報酬をカットする考えはないかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） こういった月額から日額への移行につきましては、前向きに考えていかなければという認識をいたしております。そういった中で、今、周南4市の人事主管課の課長会議等々もございまして、そういったところで、先ほど申しました公平委員会の山口県市町事務局への共同事務処理への移行、あるいは月額から日額への移行についてのいろんな作業、作業といいますか、そういった協議をですね、歩調を合わせるということではないんですけれども、研究をいたしているところでもございまして、これでもできれば早い時期にもう移行したほうがいいということになれば、今ここでいつからということも申し上げられませんけれども、できるだけ早い時期に、そういった議論になってくのではないかというふうに考えております。ですから、今、現時点でカットしてはどうかということにつきましては考えておりません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 市長が常々おっしゃる聖域なき行政改革、あるいは市民の目線で見ただうのこうのという観点からいたしますと、一月に1回出て、高いのは六、七万ももらうというのは、果たして市民の目から見てどうなのかという思いがしております。執行部の考え方がそうであれば、そうであるということを我々は市民にもよく知ってもらうようにPRもしていかにゃいけんという思いを改めていたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で2番、土井議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、13番、三原議員。

あらかじめ申し上げておきますが、本日最終日でございますので、12時を過ぎましても三原議員の質問を続行したいと思っておりますので、御承知おき、お願い申し上げたいと思います。

〔13番 三原 昭治君 登壇〕

○13番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治でございます。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、福祉タクシー利用料金の助成について質問いたします。

防府市は障害者や人工透析患者の方々を対象に、病院などへの通院や外出支援を目的に、タクシー利用に当たって、その料金の一部を助成する福祉タクシー利用料金の助成制度を設け実施されていますが、その事業効果と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

2点目は、市民の弔事にかかわる市の対応についてです。

この質問については平成20年の12月議会、ちょうど2年前に質問をいたしました。恐らく行政の方も、議員の皆さんも、記憶に余り残っていないかもしれないと思い、お手元の通告書の質問事項要旨も2年前に提出したそのまま同様の内容を提出しました。また、これからの質問内容も2年前と同様の部分がありますが、お許しをいただきたいと思います。

仏教では、人間はこの世で避けて通れない4つの苦しみ、つまり、生きること、老いること、病むこと、死ぬことを生老病死と説き、これを四苦と呼んでいます。どの苦しみをとってみても、この世は切なく、むなしいものだとしみじみ感じます。この四苦に、愛する者といずれは別れなければならないという苦しみの愛別離苦などを含め、4つの苦を加えて四苦八苦としていることは御承知のことだと思います。

さて質問ですが、市民のだれもがいずれは迎える終えんの日のことです。余り喜ばしいことではございませんが、最近、葬儀に参列することが多くなりました。式場で必ずあるのが弔電の披露です。私は昔から疑問に感じていたことですが、参列された市民の方々からもよく同様のことを耳にするようになりました。それは、防府市長名による弔電です。Aさんの葬儀では防府市長名の弔電があったが、Bさんの葬儀では防府市長名の弔電はなかった。同じ市民なのに、一方にはあり、一方にはないのはどうしてですかという疑問です。

私は、市民の皆さんがあってこそ防府市があると認識しており、また松浦市長も恐らく同様の思いから、市民が主役の市政を唱えられていると認識しています。そこで、市に貢献され亡くなられたすべての故人の方に対し、公正平等の観点から、最後の感謝の意を表す指標として、私は2年前、お悔やみメッセージ、弔意文を提案しましたが、あれから2年がたちましたが、一体どうなったかお尋ねします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、福祉タクシー利用料の助成事業についての御質問にお答えいたします。

現在、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方に、1回の利用につき500円を限度といたしまして、50枚つづりのタクシー利用券を年間お一人につき1冊お渡ししております。

人工透析により病院への通院回数が多い腎臓機能障害のある方には、通院回数に応じて2冊から6冊までの利用券をお渡ししております。

福祉タクシーの利用料助成事業の目的でございますが、心身障害者が利用するタクシー料金の一部を助成することによりまして、日常生活の利便、社会活動の範囲を拡大し、もってその福祉の向上を図るというものでございます。

また、その事業効果につきましては、平成20年度は対象者数3,602名のうち、交付者数2,198人、利用枚数4万9,235枚、平成21年度は対象者数3,637人、交付者数2,248人、利用枚数4万9,816枚と、年々利用枚数が増加しており、腎臓機能障害で人工透析を受けておられる方をはじめ、タクシー以外の交通手段を持たない障害者の方にとって、事業効果は大きいと認識しております。したがって、今後も必要不可欠な事業として、現行サービスの維持に努めてまいります。

残余の御質問につきましては総務部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 21年度の今おっしゃいました対象者は3,637人ということですが、単純に1人1冊、50枚つづりを1冊ということで計算すれば、18万1,850枚となりますが、これによりまして交付枚数は12万5,600枚となり、数字がちょっと合いませんが、これはどういうことでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 12万5,600枚の数字は、全体で2,512冊しか出ていないので、50枚を掛けて12万5,600枚ということになっております。ですから、冊数は1人1冊から6冊までございますが、いわゆる全部がもらってるわけではなくて、必要な方のみがもらえるということで、冊数が合わないということになります。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 必要な方だけと今申されましたが、どのような形で交付されておるんですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） これ、ずっと長い間続いておりますものでございますから、手帳をお持ちの方はある程度御存じということで、それを前提に毎年3月の15日に広報で更新をお知らせしておると。それと、ホームページにも載せております。それと

新しく手帳を交付される方にはその場で御説明を申し上げております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 先ほど市長のほうから、年々利用枚数が増加しているということは、これ単純に見れば対象者が増えただけのことであって、別段これが事業的効果を上げているとは私は思っておりません。

これちょっと利用率、執行率と申しますか、21年分なんですけど12万5,600枚の交付に対して利用枚数が4万9,816枚ですから、利用率は執行率の約40%ということになりますね。これを前もっていただいた資料にちょっと照らし、平成16年から資料をいただいたんですが、平成16年は46%なんです。それ以後、徐々に、わずかですが下降きみで、21年度は先ほど申しましたが40%ということで、何か、さっき言われた利用枚数が増加で効果を上げているというのは、ちょっとつじつまが合わない数字が出るなど思っております。

これは今お話ししたパーセンテージ、執行率、利用率というのはあくまでも、対象者に対するこれ、利用率ではないと。交付された人、受けられた人だけの交付率ということになりますから、対象者の方が全員、例えば単純に人工透析の方は、必要に応じて2冊から6冊ということをおっしゃるんですけど、単純に1人1冊、50枚つづりを1冊と計算しますと、21年度の利用率と申しますか、それは約27%、3人に1人しか利用されていないということになりますし、これも単純ですけど、これを冊数で割ってみますと、3,637人に対して996人、3人に1人ですね、が利用されてるということになるんですが、しつこいようですが、先ほど、事業効果を上げてるということではないと私は思っておりますが、この3人に1人という低い数字について、どのように分析をされておりますか。そして今後、この効果について、もっともっと事業効果を上げていくために、どのような方策を考えていらっしゃるかをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） この一般質問の通告を受けまして、急遽、調べた分もでございますけれども、まず、手帳の申請者が100%ではないと。61%か62%です、申請者が。これは結局、対象者の中にも不要な方がいるということでもございまして、それはどうしてかなと思ったところに、子どもさんが対象者であるとか、あるいは施設に入所しておられる方が対象者であるとか、あるいはまた車を持っておられる方が対象者であるとか、そういう方もたくさんおられるということで、わざわざタクシーの券をもらわなくても十分外出は可能であるということで、申請者の六十一、二%であろうというふうな分

析をいたしました。

それと、利用枚数ですが、渡したうちの、12万5,600枚分、渡しておりますけれども、確かに4万9,861だったと思いますけれども、5万弱の枚数しか使われておりません。言われたように40%弱です。それはまたなぜかというふうに考えましたところ、やっぱり外出支援して補助は出しますけれども、1回1枚使いますけれども、これ、500円までです。ですから当然、ワンメーターでもお金は自分の負担が要ると。それが1,000円、2,000円のメーターにまでいくとなれば、1,500円、1,000円の金が要るということでもありますので、どうしても外出せんにゃいけんというときに使われるのではないかと。腎臓の透析患者は別といたしまして、そのほかの方につきましてはそういうこともあるのでこの執行率ではなからうかというふうに分析しております。

効果でございますけれども、無理やり乗りなさいという宣伝もなかなかできません。問題は、今、考えまして、宣伝といいますか、交付のときに、もうある程度知っておられるだろうという前提でやっておりますけれども、それを新規以外の方の更新につきまして、どうしていこうかと、これが今からのちょっと検討課題かなと。今のところはさっき言いましたが、3月15日の広報に載せて、更新をしますよというのは載せますが、それ一遍きりでございます、いつでも差し上げるのは差し上げられます。期限はありませんけれども。ただ、知らなかったら申請されませんので、その辺をどうしていけばいいのかなというのが一つちょっと考えるところですが、その辺で少しまた効果を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それで、先ほど申されました車という、車を所有されている方もいらっしゃる。私の友人にもやはり障害手帳を持っておりますが、車を自己所有して運転されてる方がいらっしゃいますが、一応タクシー券をもらうけど、使ったことがないということを彼は言うておりました。できましたら、ひとつ、これは私、思うんですが、車が乗れない人に対しては同じ障害者でタクシー利用の補助をしてあげると。自己所有で、実費で車を持って、移動手段に使われる障害者の方もいらっしゃる。ということで、いろいろ調べてみたんですが、その友人にも尋ねてみたら、その分だけ、できたらガソリン代と申しますか、燃料費等の助成という部分、タクシーの部分、1冊いただける分をそちらのほうの補助と助成ということで考えてもらえれば大変経済的にも助かるんだがということでありました。さらには、車はないが歩行は自分ではできると。できるけど、タクシーはやはり今、先ほど言われました、ワンメーター分だけですから、それ以上は負担になる

ということで、バスを利用してるという方もいらっしゃいます。

ということで、今、申しましたように、自動車の燃料費、またバス利用費、合わせて助成制度を一本化し、対象の方が選択できるような、そういうふうなシステムと申しますか制度に見直したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 事前に調べましたところ、山口県にはないかと思いますが、県外の市で自動車のガソリン券を出しておられる市は幾つかあるように、今調べておるところです。

それとバスですけれども、バスにつきましては山口市はカードを出して無料で乗れるようになっておるらしいと。防府市は今は、民間バス会社の協力によりまして、いわゆる身体障害者の対象になれば、その時点で半額になるという制度が今ございます。それだけです。

ですから、今言われたようなガソリンの補助あるいはバスの個人負担の補助、これをすぐすぐやりますというのなかなかお答えできませんけれども、状況等、検討はさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 今、ガソリンの補助は県内にはないと。ちょうどタイムリーじゃないかと思えます。先ほどの土井議員の質問の中に、土井議員のほうは住みたくならない防府と、住みたくない防府ということでありましたが、いつも市長はキラリと光る誇り高き防府と、合併市にもまさるとも劣らない防府市を築くんだということを言っていると思いますが、このガソリンの助成というのは県内他市ではやっております。ましてや合併した山口市はやっております。さらに、山口市は今、部長が言われたように民間の協力で、カードを出すということで半額補助という対応もしております。防府市にはそのバス利用も、自動車燃料の補助も助成もありません。ぜひこれは、今検討していきたいということだったんですが、キラリと光る誇り高き防府を目指す市長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 政策の立案、そして実行ということにつきましては、さまざまな観点からよく精査し、研究してまいらねばならないことであると、このように考えておりますので、研究対象とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それと、いわゆる福祉タクシー券ですが、余りいい話ではないんですが、私はいろんな関係者の方から、本当はあってはならないと思うんですが、こ

これは私がその現場を見たわけではありませんが、タクシー券を譲渡、売買する人もいますよということをちょっとお伺いしました。これは病院関係者の方から私は聞きましたけど、何かそういう話を聞かれたことはございますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） この辺も確認しました。職員も全然そういう話は聞いたことがないと。当然、私も知りません。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これは内部のことじゃなく外で起こることだから、なかなか情報が入ってこないと思います。

そこで、ないことを私は祈っておりますが、リアルな話も聞いております。その中で、例えばこういう受給に対して、こういう受給者がそういう、他市ではいろいろ、返還の規定なり、いろいろ設けてありますが、防府市もそのような、やはり不正使用の場合、不正受給の場合に対するそういう罰則規定と申しますか、そういうものが設けられているのか。また、その不正を防ぐためにどのような対応をされているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） いわゆる対象の方にはタクシー券をその冊数ほどお渡しします。いわゆる期限がございまして、1年間までの有効期限ですから、期限が過ぎたら使われないと。ですからこれは戻してもらう必要はないわけで、期限が過ぎればもう焼却されて結構なんですけども。いわゆる不正使用の罰則ということなんですけども、いろいろ不正使用というのは考えたら、ないことはないと思います。やり方はですよ、私はないとは思いますが。ないと思うんですけども。いわゆるどうやって不正使用を防ぐかということになりますと、タクシー会社との契約がございまして。

その中には、タクシー会社は必ずそのタクシー券を利用されるときには手帳と一緒に確認をしてくださいと。確認をしない場合には、これは定めでございましてから、この義務を履行しない場合にはこの契約を解除することもあると、そういうふうなうたい方をしております。この辺で一つの縛りがあると。もう一つ、今度は使われる方につきましては、お渡しする段階で必ず手帳を見せていただくと。そういうふうな方策をとっております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） わかりました。今、手帳を見せられるということで、私もよくタクシー等を利用する機会が多いんでございまして、そのことについてちょっとお尋ねしましたが、やってないと、手帳まで見せてくださいと言ってませんと。タクシーチケットですか、券をもらうだけで言ってませんという方が多うございまして。まだ、見せても

らってるという方に出くわしたことが――聞いております、ずっといつも。いませんでしたので、ぜひその点を徹底させていただきたいと。いま一度、また文書なりできちんと徹底させていただきたいと思えます。

この福祉タクシー利用料金の助成制度は、これは昭和56年に創設されたということですが、もうかれこれ30年近くたっております。時代とともに環境もいろいろ変わってまいりますので、先ほど申しましたように、自動車の燃料助成、また、バス利用助成を含めた制度にということで検討させていただきたいということを再度申し上げて、この項の質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、市民の弔事にかかわる市の対応について、総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 市民の弔事にかかわる市の対応についての御質問にお答えいたします。

議員からは一昨年、そして昨年の12月に同様の御質問をいただいております。そこで一昨年の12月には、「市民の皆様に対して弔意をあらわす文書を市民課窓口で配布し、弔電を廃止しては」という御質問に対しまして、「内部でしっかり検討して、なるべく早く結論を出して対応に取りかかりたい」と答弁しておりました、議員の御案内のありました美祢市にお問い合わせをし、窓口でお渡しされているものを送っていただき、美祢市の対応等につきましてもお聞きしながら、検討いたしましたところでございます。

また、昨年12月の答弁では「市政に顕著な功績のあった方について、弔電は必要と判断し、数的にも金額的にもごく少数なものとしておりますが、今も続けております。市長のお悔やみのメッセージにつきましては、市民課の窓口で火葬許可証をお渡しするときに同封をさせていただこうということで今準備をいたしております」とお答えをしたところでございます。

現在、市がお送りしております弔意電報は、今までにも申し上げましたとおり、市に御貢献をいただいた皆様に感謝と、市として心から御冥福をお祈りするというメッセージをお伝えするもので、市制を施行して以来、長年続けているところでございます。

この弔意電報につきましては、公費からの支出でございますので、当然その経費は必要最小限の金額となるよう努めており、その執行に当たっては交際費の支出基準を定め、これにのっとり適正に執行いたしております。

また、平成20年12月議会の一般質問において議員より御提案をいただきましたように、弔意電報も平成21年度からはすべてではございませんけれども、緊急を要するもの以外につきましては郵便局のレタックス、これは1件当たり580円という金額で配達していただけるものでございますので、これを使っております。

こういった市の弔意電報につきましては、市の行政を進めていく上で、いろいろな関係者の方、あるいは団体の皆様の御理解と御協力を得なければ、行政目的の実現は大変難しいものでございます。その上で本市の行政事務を遂行し、対外的な関係を維持していく中で、社会通念上の儀礼の範囲にとどまるものは行ってまいらなければならないと考えおります。

したがって、これまで種々検討してきました中で、これらすべての弔意電報を窓口でお渡しする弔意文に代替えすることにつきましては、どう考えてもやはり難しいという結論になったものでございます。何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 社会通念上の儀礼の範囲という言葉が使われましたね。どう考えても難しい。私は2年前から、1年前に質問したことに対して、これが社会通念上の儀礼の範囲にならないのか、どう考えても難しいというのは、どう考えても難しいんですか。教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） お答えいたします。

現在、市では市長部局そして教育委員会そして市議会、それぞれが交際費の支出基準を設け、先ほど議員も御指摘がございましたが、社会通念上認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう注意を払いながら執行いたしているというところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 何を言ってるのかさっぱりわかりませんが、社会通念上、社会通念上と申されますが、2年前のこれ市長の答弁、先ほどは、なるだけ早く結論を出してすぐに対応にとりかかりたいと思います。市長のなるだけというのは2年ぐらしかかるのがなるだけというんでしょうけど。なるだけというのは、もう広辞苑、見ますと、できるだけ早く、早急にというのがなるだけで、市長は2年かかるのがなるだけということは私今回認識しましたが。その前の答弁の中に、「市民全員に弔意を示すというごあいさつ状をお渡しする。みんな平等な対応になるし、おっしゃるとおりにお金もかけずに済むということに相なろうかと思う」という答弁をされております。まずは今の部長の答弁では、私は頭が悪いのかもしれませんが、理解できません。どのようにどう考えても無理なのかもう一度お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 公平にお渡しするということがベストだというふうに議員

はおっしゃっているんだろうと思います。そういった中で市では、公平にという観点から言いますと火葬許可証をお渡しする封筒に「謹んでお悔やみを申し上げます。防府市」と、こういったこともお書きしてお渡ししているものでございます。そして、社会通念上と申しましたけども、社会一般的に儀礼として行われている範囲であれば、いろんなどころで行われていると同様ということでございますけれども、やはり必要であるという判断をしているわけでございます。市長だけやめてというようなこともおかしいといひますか、いかがなものかなというふうにも考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 今、だれがと、やめてと言われましたか、何をやめてと……。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど言ひましたように交際費関係、この弔意電報につきましては、行政部局あるいは教育委員会、また議会、それぞれがそれぞれの基準をつくっております。そうした中で執行させていただいておりますので、市長部局だけ取りやめるというのはいかがなものかなというふうにも考えております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 質問の内容を全く理解されていないんじゃないですか。私、市長部局やめなさいと言ひましたか。基準をやめなさいと、まだ一回もそんな言葉、吐いてませんよ、2年前から。私は、市民の皆さんに公平・平等にしてあげたらどうですかと、そういうことを私は言っているんですよ。別に市長部局だけやめろなんていうのは一回も言った覚えはありませんよ。

言葉の中でどのように理解されたのか、私はよくわかりませんが、1年前、1年前の、再度質問し、ちょっと時間がなかったので答弁をお聞きする、そして再度回答するというだけに終わりましたが、1年前、今ここにいらっしやいます1年前の総務部長、今は水道管理者の浅田管理者、しっかり覚えていらっしやると思ひますが、1年前ですよ、「火葬許可証をお渡しするときに同封させていただこうと、今準備をしているところであります」という答弁でしたね、でした。これ、ちゃんと答弁のあれを、ちゃんと議事録、とっております。これはどういう意味か、ちょっと教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 答弁書も用意いたしております。前任の総務部長が、今おっしゃいましたように「亡くなられた方々に対しまして、市長からのお悔やみのメッセージは、市民課の窓口で火葬許可証をお渡しするときに同封をさせていただこうということ、今、準備をいたしておるところでございます。御理解をいただきたいと思ひます」と

いう答弁をいたしております。

そこで、12月でございましたので、予算書の提出には間に合いませんでしたけれども、その後、見積もりもとりました。そうした中で、予算のいわゆる計上といたしますか、そういったことについても財政課のほうとも一応協議はいたしております。しかしながら、最終的な予算編成作業の中で、これについては当面、今までどおりということを経済判断いたしました。

それと、先ほどの議員御質問の、やめろとは言っていないというふうなことではございますが、この市長の弔電にかえてというような御質問の趣旨で、20年は聞いておりますので、当然、市民課のほうでお出しすれば、今度、弔電を打つということが二重になりますので、それこそ無駄になりますということで、こちらが理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 特定の方に出すのをという意味であったと私は思いますが、それは受け取り方で、いかようにも受け取られればいい。私は公正・公平・平等にということで、全員に、そして基準を設けられているものまでを私のはけなさいということは言明しておりません。そこで、見積もりをとられたということで、どのような見積もりをとられましたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この見積もりは総務課のほうでとったというふうに私は聞いたわけでございますが、市のほうと仕事関係で御連絡がございます印刷業者さんに3,000枚で、一一弔意文を書くわけですから和紙的なものになるのか、あるいはハスのすかしが入るのか、いろいろな種類があるわけでございますが、標準的な仕様ということでお尋ねをして、約15万円弱というような見積書まではいただいたようでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 単純に計算しても、例えば一一私は15万もかからないと思いますが、正式な見積書だったのかどうなのか、私はそこは違うようなことをちょっと聞きました。15万円を3,000枚、では、3,000人分で割ったら幾らですか。50円ですよ。財務部長、ちょっとお尋ねしますが、一市民が例えば平成21年度、市に納める平均市民税、幾らぐらいになりますか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） ちょっと手元にある資料でお答え申し上げます。

21年度の市税貢献に対する1人当たりの市民税の税額は14万7,084円でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 先ほど見積もりをとられたという15万円、1人頭50円。1人が防府市に貢献される平均が15万円。財政改革、財政改革、削れ削れの財政改革ですから、多分15万円が高く感じられたのかなと私は思いますが。そこで、先ほど美祢市さんのほうへ問い合わせで弔意文を送ってもらったと。今、お手元でございますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） コピーを持っております。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それは幾らぐらいかかってどのように作成しているかというのなお尋ねになったと思いますが、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 金額については私は聞いておりません。それで私もちょっと心配になりましたので、実は私も印刷会社さんに直接見積もりを聞いてみました。そして議員おっしゃるように、15万円でなくてもできるであろうという大まかなことはお聞きしたところでございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ここに美祢市さんからいただいたものがございます。担当の女性から、何かしつこそうに、私が何回も何回も2年前からいろいろ電話するもので。こういった内容でございます。このような内容でございます。これは別に印刷屋さんに出していない。担当の女子職員がプリントアウトするだけです。経費はどのぐらいかかりますかと。あ、これはプリントアウトするんですから紙代ぐらいですかねと。紙代もしたもんですから、別段これで予算計上も何もしておりませんと。十分対応しておりますと。もうパソコンの中にこれが入っておりますと。

これ、考えてみたら、市長にとっては大変いい僕はアイデアだと思うんですよ。アイデアと言ったらおかしいですが。一人一人本当に、この方は素晴らしい貢献をされた、こういう貢献をされたということは、文章は簡単にこれすぐ、パソコンですから打ち直すことができます。これ15万円もかかるわけないでしょう。ほかの業者にも聞いてみました。印刷業者に。笑ってましたよ。うちにやらしてほしいと、15万円なら。そのように言っておりました。もっとやっぱり発言を、私は思うんだけど、2年前の発言、2年前の

市長の発言、もう一度読みますよ。みんな平等な対応になる。お金もかからない。なるだけ早く結論を出して、すぐに対応すると。1年前、元総務部長、火葬許可証をお渡しするときに同封をさせていただこうということで今準備をしておりますと。準備をしてるということは、やらないように準備してるのか、やるように準備してるのか、どっちだったんですか。部長、ちょっとお尋ねください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 議員からいろいろおっしゃっていただいておりますけれども、このことにつきましては、執行部といたしまして、予算を執行する上で決めたことですので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 全く理解できません。こんなことができない。全く気持ちがないということでしょう。こんなみやすいことはないですよ。私たちも弔電なんか打ちます。唐突に聞いて間に合わんとき、私は自分で打って持っていきます。絵柄もちゃんとネットでとります。幾らとかかりませんよ。御理解、御理解で、こんなこと一般の市民でも御理解できませんよ。じゃあ、二転三転されてるわけですけど、もう一度聞きますよ。いつ、だれが、どのような理由で、できないんじゃないかと、やらないと決めたのか、もう一度お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど冒頭で答弁いたしましたように、それぞれの市長部局なり教育委員会、あるいは議会、それぞれがやってらっしゃるわけですので、市としては同じように対応していきたいということも一つ、まず、決めたことですので。

それと美祢市さんの件でございます。美祢市さんにいろいろ事情を聞きました。その中で美祢市さんは、実は合併を控えていらっしゃいました19年に、この制度に変えられたようでございます。そうした中で、それまで美祢市さんのほうでは弔電を全市民の方に打ってらっしゃいましたと。で、それをこういうふうに変えるに当たりましては、大変な苦勞があって、実は封筒にはこういうふうに書いてございます。「連絡事項、美祢市総務部総務課。市では、平成20年3月の合併に伴い、市からの弔意を弔意文としてお渡ししています。勝手を申しますが、他の弔意電報等と同様の取り扱いをお願いいたします。美祢市」という封筒に今、先ほどお見せいただきました、私はコピーしか持っておりませんが、その弔意文を入れてるわけでございます。

そうした中で、私のほうでは、美祢市さんの秘書課のほうといろいろお話ししたという

ふうに聞いておるわけでございますが、なかなか市長の弔意電報が御葬儀の中で読み上げていただけないというようなことで、大変苦勞してるということもおっしゃっております。そういったことと、また先ほどからの繰り返しになりますけれども、私もいろいろな方の御葬儀に出ますけれども、そういった中で、やはり社会一般的に弔意電報が、いろいろな方の弔意電報が読まれるということも一つの日本の文化といえますか、そういったことで、大変重要なことではないかということでも続けさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 日本の文化はやればいいじゃないですか、全員。簡単なことでしょう。あなた自分が何を言ってるか、恐らくわからなくなってる。大変苦勞されましたと。これ1枚の紙をつけるだけで苦勞するわけですか。これに変わりましたというだけで苦勞されるわけですか。私が聞いたのは喜んでいらっしゃいますと聞きましたよ。担当の女性の職員から大変好評ですよと。皆さんに行き届きますと。好評でやっておりますということを聞きました。

余り、何回も何回も繰り返しても全く同じことの繰り返しで、やる気がないならやる気がないとはっきり言えばいいんですよ。何じゃかんじゃ講釈つけて、あたかもできないような、わけのわからんような言いわけをたらたらたらたら述べるより、やらないものはやらないと言えばいいじゃないですか。だから、もっと、市長をはじめ、議場で言った言葉に責任を持ちなさいよ。やるようなこと言うてみたり、準備をするようなこと言うてみたり。今度はやらないと。全く責任持った答弁してないじゃないですか。

これまでのこの最近の言動を聞いておってもそうです。ころころころころ変わられますよね。これ以上、もうやめます。ただ私は昔、ある年寄りから言われた言葉をきょう確認しました。人は石にあらず。よくわかりました。私の再質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で13番、三原議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の本会議は12月21日午前10時から開催をいたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いを申し上げます。

午後0時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月13日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 三 原 昭 治

防府市議会議員 木 村 一 彦